

# 日本語学校つくばスマイル学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、外国人に対する日本語教育を通して、日本で活躍する人材を育てるという設置の精神に基づき、学生ひとりひとりの日本での進学・生活の目標を達成できるよう必要な日本語能力及び学習・生活能力を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、日本語学校つくばスマイル(英名 Tsukuba Smile Japanese Language School)という。

### (位置)

第3条 本校は、茨城県取手市戸頭1142-1(NCSビル内)に置く。

## 第2章 課程、修業期間、収容定員及び休業日

### (課程、修業期間、収容定員、及びクラス数)

第4条 本校の課程名、修業期間、収容定員、目標日本語能力は、次の表のとおりとする。

課程名	修業期間	収容定員	目標※日本語能力
進学2年コース	2年	40人	B2
進学1年9か月コース	1年9か月	40人	B2
進学1年6か月コース	1年6か月	40人	B2
計		120人	

※ 日本語教育の参照枠(CEFR)のレベルで示す。

2 定員の半数を1年度の入学定員の目安とする。

### (始期・終期等)

第5条 各課程は、4月、7月及び10月に始まり、修業期間に応じて終期を定めるものとし、その終期は原則として3月31日とする。

2 1年間は、次の学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日～6月30日
- (2) 第2学期 7月1日～9月30日
- (3) 第3学期 10月1日～12月31日
- (4) 第4学期 1月1日～3月31日

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。(3)から(5)を長期休業とする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業(8月上旬より2週間程度)
- (4) 冬季休業(12月下旬より2週間程度)
- (5) 春季休業(在籍1年目の生徒のみ、3月下旬から2週間程度)
- (6) 学期末休業

2 校長が必要と認める場合、休業日に授業を行うことができる。

3 災害その他やむを得ない事情がある場合、校長は臨時に授業を行わないことができる。

(授業の時刻)

第7条 授業時間は次のとおりとする。

- (1) 第1部(午前の部) 9時00分～12時15分
- (2) 第2部(午後の部) 13時00分～16時15分

### 第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の教育課程は、日本語教育の参照枠(CEFR)に基づくレベル別構成とする。各教育課程及び授業時間数は、次のとおりとする。1単位時間は、45分とする。

- (1) 進学2年コース 78週 総時間1560時間(週当たり20時間)

レベル設定	CEFR レベル	各レベルの週数および授業時間数
初級1	A2	11週 220時間
初級2	A2	9週 180時間
初級3	B1	10週 200時間
初中級1	B1	10週 200時間
初中級2	B1	11週 220時間
中級1	B2	9週 180時間
中級2	B2	10週 200時間
中級3	B2	8週 160時間

- (2) 進学1年9か月コース 67週 総時間1340時間(週当たり20時間)

レベル設定	CEFR レベル	各レベルの週数および授業時間数
初級2	A2	9週 180時間
初級3	B1	10週 200時間
初中級1	B1	10週 200時間
初中級2	B1	11週 220時間
中級1	B2	9週 180時間

中級2	B2	10週 200時間
中級3	B2	8週 160時間

(3) 進学1年6か月コース 58週 総時間1160時間(週あたり20時間)

レベル設定	CEFR レベル	各レベルの週数および授業時間数
初級3	B1	10週 200時間
初中級1	B1	10週 200時間
初中級2	B1	11週 220時間
中級1	B2	9週 180時間
中級2	B2	10週 200時間
中級3	B2	8週 160時間

2 各レベルにおいて以下の授業を実施する。

(1) 総合日本語

「聞く・読む・話す(やりとり)・話す(発表)・書く」の5技能を統合的に学ぶ基幹科目。様々な場面で自分の考えを自信を持って表現し、場面や相手に合わせた言葉づかいでやり取りできる力を育てる。進学後も学び続けられる日本語力の土台を築く。

(2) 作文

自分の経験や意見を、理由・根拠を明確にしながら論理的に書く力を育てる。書いた文章をもとにプレゼンテーションを行うことで、「書く力」と「話す力」を連動させる。

(3) 漢字・語彙

漢字の読み書き、および意味・用法を理解して使いこなすことを重視する科目。進学後の専門分野の学習に必要な語彙力を、自ら選び・調べ・整理する自律的な学習習慣とともに育てる。

(4) 読む活動

やさしい読み物から段階的に挑戦し、文章全体の流れを意識しながら大意を理解する読解力を養う。読んだ内容を要点として人に伝える活動や読書記録を通じ、自身の成長を実感しながら読む力を積み上げる。

(5) 社会とつながる

地域の人や組織と実際に関わる体験型科目。日本語で話を聞き、やり取りし、得た情報を整理して伝える活動を通じ、社会の中で使える日本語を段階的に実践する。文化理解・健康・生活知識も扱う。

(6) スマイルタイム

学習・体験・進路を振り返り、自分の考えを日本語で整理する自律学習の時間。ポートフォリオ「スマイルポートフォリオ」の作成を通じ、自分の学習状況と課題を把握し、次の行動につなげる力を培う。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、各学期各科目の到達目標に達しているかどうかを、あらかじめ公表している成績評価基準に照らして決定する。S・A・B・C・D の5段階評価とし、学期ごとに行う。D は、到達目標に達していないと判断する。

S:90%以上      A:75%以上      B:60%以上      C:50%以上      D:50%未満

2 合否評価を行う科目については、評価基準をあらかじめ明示する。

## 第4章 教職員及び教職員組織

(教職員)

第10条 本校には次の教職員を置く。

- |     |                |                |
|-----|----------------|----------------|
| (1) | 校長             |                |
| (2) | 主任教員           |                |
| (3) | 教員(本務等教員および教員) | 5名以上(うち専任2名以上) |
| (4) | 事務局長           |                |
| (5) | 生活指導担当者        | 1名以上(うち専任1名以上) |
| (6) | 事務職員           | 1名以上(うち専任1名以上) |

2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

## 第5章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校への入学資格は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了した者
- (2) 18歳以上の者
- (3) 在留資格「留学」を取得できる者
- (4) 健康で学習に支障がない者
- (5) 経費支弁能力を有する者
- (6) 本校の規定に従う者

(情報提供)

第12条 入学希望者に対しては、ホームページ・募集要項等によって情報提供を行い、提供内容を記録、保管する。

(入学時期)

第13条 本校への入学は、年3回とし、その時期は、4月・7月・10月とする。

(入学手続き)

第14条 本校の入学手続きは、本校の定める書類を提出し、選考に合格し、所定の納付金を納入することによる。

(休学・復学)

第15条 疾病その他やむを得ない事由によって、15日以上休学しようとする場合は、校長の許可を受けなければならない。ただし、原則として3カ月以上の休学は認められない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、復学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。ただし、その場合の在籍許可期間は、休学前の時点での在籍期間を超えることはできない。

(転校・退学)

第 16 条 転校・退学しようとする学生は、申請により校長が許可する。

(修了・卒業の認定)

第 17 条 卒業の認定にあたっては、出席状況、学習評価その他の要素を総合的に勘案する。

- (1) 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して、当該科目の修了を認定する。
- (2) 校長は、本校の所定の課程を終え、到達目標に達した者に対して、卒業証書を授与する。
- (3) 卒業・修了に関する細則は別に定める。

(褒賞)

第 18 条 校長は、成績優秀かつ他の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。細則は別に定める。

(懲戒処分)

第 19 条 生徒が、この学則他本校の定める諸規定を守らず、学内外にて不適当な言動又は迷惑行為を行った場合、生徒が法令を犯し、刑事又は民事の事件を起こしたり、重大な不祥事を起こしたりした場合には、次の処分を行うものとする。

- (1) 文書による嚴重注意
- (2) 退学の勧告
- (3) 除籍処分

2 出席不良又は長期欠席の生徒に対しては、必要な指導及び支援を行うものとする。なお、改善が見られない場合には、前項に準じた対応を行うことがある。

3 学習状況について継続的な指導・支援を行ったにもかかわらず、修学の継続が困難であると認められる場合には、退学の勧告又は除籍とすることがある。

4 校長は、生徒の不正入学、虚偽の申告等(学歴、犯罪歴、心身の健康状態等)が判明した場合、当該生徒を除籍処分とすることができる。

## 第 6 章 生徒納付金

(生徒納付金)

第 20 条 本校の生徒納付金は、別表 1 のとおりとする。

(納入)

第 21 条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することができる。

(滞納)

第 22 条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を一ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は、当該生徒を除籍処分とすることができる。

(生徒納付金の返還)

第 23 条 すでに納入した生徒納付金は、返金規程に基づき返金するものとする。

## 第 7 章 雑則

(学生寮)

第 24 条 学生寮に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 25 条 健康診断は、毎年 1 回実施する。

(設置者)

第 26 条 日本語学校つくばスマイルの設置者情報は以下の通りである。

設置者:株式会社 NCS 学院

設置代表者:安藤貴子

法人住所:茨城県取手市戸頭 1142-1

附則

平成 23 年 4 月 1 日施行

平成 25 年 4 月 1 日改訂施行

平成 31 年 4 月 1 日改訂施行

令和 7 (2025) 年 4 月 1 日改訂施行

令和 8 (2026) 年 4 月 1 日改訂施行

別表 I

【進学2年コース】

内訳	1年目	2年目
入学選考料※	20,000	
入学金※	80,000	
授業料※	600,000	550,000
施設設備費※	80,000	80,000
教材費※	40,000	30,000
保険料	10,100	10,100
健康管理費	5,000	5,000
合計	835,100	675,100

※印の項目は消費税別の金額。実際の納付額は消費税 10%を加算した金額とする。

【進学1年9か月コース】

内訳	1年目	2年目
入学選考料※	20,000	
入学金※	80,000	
授業料※	600,000	453,750
施設設備費※	80,000	60,000
教材費※	40,000	23,000
保険料	10,100	8,500
健康管理費	5,000	5,000
合計	835,100	550,250

※印の項目は消費税別の金額。実際の納付額は消費税 10%を加算した金額とする。

【進学1年6か月コース】

内訳	1年目	2年目
入学選考料※	20,000	
入学金※	80,000	
授業料※	600,000	275,000
施設設備費※	80,000	40,000
教材費※	40,000	15,000
保険料	10,100	7,400
健康管理費	5,000	5,000
合計	835,100	342,400

※印の項目は消費税別の金額。実際の納付額は消費税 10%を加算した金額とする。